

令和6年9月

青森県議会第319回定例会

公益財団法人青森県暴力追放県民 センター経営状況説明書

青 森 県

公益財団法人青森県暴力追放県民センター経営状況説明書を地方自治法
第243条の3第2項の規定により提出する。

令和6年9月19日

青森県知事 宮下宗一郎

1 令和6年度事業計画

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

令和6年度は、「暴力のない安全で住みよい青森県」を実現するため、青森県警察、青森県弁護士会を始め行政機関、地域職域の関係機関・団体と連携を強化し、次の事業を効果的に推進する。

(1) 広報啓発事業

暴力団排除意識の高揚を図るため、暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会を開催するほか、新聞、ラジオ、ホームページ等による広報、機関紙、広報紙、ポスターの作成・配布等を行う。

(2) 相談、助言事業

ア 暴力追放相談委員により、県民からの暴力相談を受けるとともに、少年指導委員、弁護士、警察等と連携して対処する。

イ 暴力団からの離脱を希望する者からの相談を受けるとともに、就労の場の確保等社会復帰のための支援を行う。

(3) 助成、貸付事業

ア 暴力団員による不当な行為の被害者に見舞金を支給する。

イ 暴力団員による不当な行為の被害について、これに関する訴訟や財産的な修復に要する費用を無利子で貸し付ける。

ウ 地域・職域団体等が行う暴力団追放運動に要する費用について支援金を支給する。

エ 暴力団から離脱した者を雇用した事業者に雇用給付金を支給する。

(4) 暴力団事務所使用差止請求関係事業

ア 住民から委託を受け、暴力団事務所使用差止請求訴訟を行う。

イ 制度の周知徹底を図るための広報を行う。

(5) 講習、研修事業

ア 青森県公安委員会からの委託を受けて、県内の企業等を対象に、不当要求防止責任者講習を行う。

イ 少年指導委員を対象に、少年に対する暴力団への勧誘や加入要求の不当要求行為の予防活動等についての研修を行う。

(6) 調査、資料収集

ア 公刊物、相談業務等で把握した暴力団情報を収集し、蓄積・管理して、必要により関係機関に情報提供する。

イ 暴力団等反社会的勢力による被害等の実態把握のためのアンケート調査を行う。

2 令和5年度事業報告

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和5年度の事業の実績は、次のとおりである。

(1) 広報啓発事業

暴力団排除意識の高揚を図るため、第32回暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会を開催したほか、新聞、ラジオ、ホームページ等による広報、機関紙、広報紙、ポスターの作成・配布等を行った。

(2) 相談、助言事業

ア 暴力団に関する相談活動

暴力追放相談委員により、県民からの暴力相談69件を受理した。

イ 研修会への講師の派遣

県内の地域暴排団体、職域暴排団体、企業及び行政機関の研修会に、暴力追放相談委員を講師として10回派遣した。

(3) 助成、貸付事業

当年度は、見舞金支給、貸付及び支援金支給のいずれについても該当事案はなかった。

(4) 暴力団事務所使用差止請求関係事業

当年度は、該当事案はなかった。

(5) 講習、研修事業

ア 不当要求防止責任者講習

青森県公安委員会からの委託事業として、県内各地において18回開催し、602人を対象に講習を実施した。

イ 研修会の開催

少年指導委員40人を対象に、少年に対する暴力団への勧誘や加入要求の不当要求行為の予防活動等について研修を実施した。

(6) 調査、資料収集

ア 暴力団情報収集

暴力団に関するデータベースの蓄積に努め、4件、8人のデータを収集した。

イ 暴力団に対する住民の意識調査

不当要求防止責任者講習を受講した602人を対象にアンケート調査を実施した。